

船舶事故調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年5月15日 10時58分ごろ
発生場所	石川県 <small>もんげん</small> 門前町 <small>かいそ</small> 鹿磯漁港南西方沖 門前町所在の鹿磯港新第1防波堤灯台から真方位231° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯37° 15.8′ 東経136° 41.0′）
事故調査の経過	平成26年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <small>えいふく</small> 第八栄福丸、19.32トン TY2-1152（漁船登録番号）、個人所有 16.48m（Lr）×3.81m×1.36m、FRP ディーゼル機関、257kW、昭和49年6月20日 第244-15140号（船舶検査済票の番号） B 漁船 <small>しんしょう</small> 神松丸、2.65トン IK3-12843（漁船登録番号）、個人所有 7.88m（Lr）×2.26m×0.68m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和55年4月15日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年4月15日 免許証交付日 平成25年4月8日 （平成30年4月7日まで有効） B 船長B 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月13日 免許証交付日 平成21年10月26日 （平成27年7月9日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 全損（沈没）

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、約8～9ノットの対地速力とし、自動操舵により、鹿磯漁港南西方沖の漁場に向けて南西進していた。</p> <p>船長Aは、3Mレンジで、0.5Mの固定距離マーカを表示させたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、船首方に1隻、右舷正横後方にA船よりも速い同航船1隻と共に航行していた。</p> <p>船長Aは、操舵室の椅子に腰を掛けたり、椅子から立ったりしながら、船間距離を保つため、右舷方を同航する漁船に意識を向けていたところ、平成26年5月15日10時58分ごろ、鹿磯漁港南西方沖において、ドーンという音が聞こえ、何かに乗り揚げた感じがすると同時にB船の船体が左舷船首付近に見え、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、直ちに機関を後進に掛けて行きあしを止めた後、B船に戻って救命浮環を投下し、横倒しとなったB船の前部にいた船長BをA船に引き上げ、石川県漁業協同組合門前支所に救急車の手配を依頼した後、鹿磯漁港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、鹿磯漁港南西方沖の漁場に刺し網を投入した後、船首を西南西方に向けて機関を中立として漂泊し、船首甲板右舷側に備えた揚網機後方の船倉の上に船首方を向いて立ち、07時30分ごろ、揚網機を使用して揚網を始めた。</p> <p>船長Bは、刺し網から漁獲物を外したり、漁場に向かういか釣り漁船数隻がB船付近を通過するのを見たりしながら揚網を続け、あと約1時間で揚げ終える状況となり、次々と揚がる漁獲物を網から外すため、顔を下に向けて漁獲物を刺し網から外す作業に夢中になっていたところ、エンジン音が聞こえたので振り向き、A船が間近に迫っていることに気付いたものの、どうすることもできず、B船の右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突と同時に左舷側に転覆したB船の下敷きになったものの、間もなく船体が約90°まで向き直ったので、右舷船首部付近にはい上がった後、A船に救助された。</p> <p>B船は、間もなく沈没した。</p> <p>船長Bは、頭部に裂傷、腰部に打撲を負い、A船により鹿磯漁港に移送され、救急車で病院に搬送された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約0.5m、海水温度 約15℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、年間を通じ、主に石川県能登半島の西方沖で、いか漁に従事し、11時ごろに石川県内の漁港を出港し、翌日06時ごろに帰港して水揚げを行い、休憩した後、再び出港する操業を繰り返していた。</p>

	<p>船長Aは、レーダーにB船の映像を認めていなかった。</p> <p>A船は、船体中央付近の前方には集魚灯及びシーアンカーの巻取り機が設置されていたが、船首方の見張りに支障はなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当時、あまだいなどの漁獲物を得ており、B船の喫水が、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長Bは、合羽のズボンを履き、長袖作業服を着て長靴を履き、ゴム手袋を着用し、膨張式の救命胴衣を身に付けていた。</p> <p>船長Bは、海に投げ出された後、自動膨張式の救命胴衣が作動しなかったが、その原因は不明である。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鹿磯漁港南西方沖を南西進中、船長Aが、船間距離を保つため、右舷方を同航する漁船に意識を向けていたことから、B船に気付かず航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鹿磯漁港南西方沖で漂泊して揚網中、船長Bが、刺し網から漁獲物を外すことに意識を集中していたことから、A船に気付かず漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、鹿磯漁港南西方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊して揚網中、船長Aが、船間距離を保つため、右舷方を同航する漁船に意識を向けていたため、B船に気付かず航行し、また、船長Bが、刺し網から漁獲物を外すことに意識を集中していたため、A船に気付かず漂泊を続け、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

